

2014年3月18日

長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外について

前田裕司

1 規定の変更

(1) 第1の第1項を次のように変更する（下線が変更箇所）。

一 地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる事件について、次の1又は2のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定を**することができるもの**とすること。

(2) 第1の第1項第1号を次のように変更する（下線が変更箇所）。

1 **法第26条による裁判員候補者を選定し、法第27条及び法第28条による裁判員候補者の呼出しをした場合における経過又は結果により、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることから、法第2条第2項に規定する員数の裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任することができないとき。**

(3) 第1の第1項2号を次のように変更する（下線が変更箇所）。

2 法第2条第1項の合議体を構成する裁判員の員数に**不足が生じ、法第46条2項による裁判員を追加選任する場合において、法第38条第1項、法第38条第2項により、裁判員候補者の呼出しをした場合における経過又は結果により、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上るこ**

とから、不足する員数の裁判員を選任すること又は新たに必要と認める員数の補充裁判員を選任することができないとき。

※なお、呼出しの人数と回数を付加して「できないとき」の要件を明確化することもあり得る。

2 変更を求める理由

(1) 裁判員制度の意義は国民的基盤の確立であるとされていること

裁判員制度は司法の国民的基盤を確立するための重要な方策として採用された（司法制度改革審議会意見書参照）。その制度趣旨からすると、裁判員裁判対象事件から除外すべき事件があるとしても、それは極力限定的なものとしなければならない。

(2) 最高裁大法廷判決は裁判員の職務等は参政権と同様の権限を国民に付与するものであると判示していること

国民の立場から見て、裁判員及び補充裁判員としての職務を担うことは、国民としての義務履行であるとともに、権利的な側面をも有するものである。この点に関して、平成23年11月16日大法廷判決は、下記のとおり、判示している。

裁判員としての職務に従事し、又は裁判員候補者として裁判所に出頭すること（以下、併せて「裁判員の職務等」という。）により、国民に一定の負担が生ずることは否定できない。しかし、裁判員法1条は、制度導入の趣旨について、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを挙げており、これは、この制度が国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示していると解される。このように、裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、これを「苦役」ということは必ずしも適切ではない。

この最高裁大法廷判決に示されている、裁判員の職務等は参政権と同様の権限を国民に付与するものである以上、この重要な権限の行使を制約するとすれば、極めて例外的限定的なものとしなければならないということになる。

(3) 裁判員制度に関する検討会での議論状況

法務省が設置し2009年9月から2013年6月まで開催された「裁判員制度に関する検討会」においても、そのような趣旨を踏まえた議論がなされ、公判審理の期間が極めて長期間に及ぶ事案について、裁判員の負担が過重になる事態を避けるとの観点から、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することができる制度を導入することはあるにせよ、これまで裁判員裁判が実施された長期審理事案（裁判員の拘束期間が100日に及ぶ事例など）を除外せよという意見は見られなかったのである（取りまとめ報告書参照）。

(4) 要綱（骨子）で示された条項の疑問点

ア この観点からすると、要綱（骨子）第1の1項第1号は、「著しく長期」「著しく多数」という用語によって、上記の趣旨が含まれる表現となっていると理解することはできるものの、最終的には、すべてが裁判所の裁量に委ねられており、上記検討会では除外対象としては議論の対象とされていなかった程度の期間の事案についても、裁判所において、これが裁判員の負担の過重な長期間であるとして除外され得る規定となっている。規定ぶりからは、その歯止めは存在しないといわなければならない。

イ また、裁判員としての職務等は、国民の参政権と同様の権限を国民に付与するものであるから、そのような権限行使を制約するにあたって、公判前整理手続の経過又は結果により、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、裁判所が決定することができるとの規定は、国民の意向を離れて、公判前整理手続に関与する法曹三者のみの判断で、裁判員裁判の対象事件を除外し、国民の権限行使を制約するものではないかと、国民からの批判を生みかねない。

(5) 変更案の趣旨

そこで、裁判員制度導入が司法の国民的基盤の確立にあり、参政権と同様の権限を国民に付与するとの趣旨を踏まえて、対象事件を裁判員の負担の観点から除外するのであれば、裁判員候補者である国民の意向を尊重する制度設計とする必要があると考える。そして、その観点から提案したのが、上記1記載の案である。

仮に「公判前整理手続における当該事件の争点及び証拠の整理の経過又結果により」検察官、弁護士及び裁判官のいずれかが、「審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることから、裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任することが困難であるとき」と判断するような事案であっても、また、同様の理由

から「裁判員の員数に不足が生じた場合において」、「不足する員数の裁判員を選任すること又は新たに必要と認める員数の補充裁判員を選任することが困難」とされるような場合でも、検察官・弁護士・裁判所の判断で決めることなく、現行法の規定に基づいて、当該事件の裁判員及び補充裁判員を確保し得るに足りる十分な裁判員候補者数を選定した上で、裁判員等の選任手続を必ず行い、その状況により、「裁判員を選任することができない」か否かを、裁判所が判断するとすることにしたものである。ただ、これでもなお、裁判所の判断の基準が不明確であるということであれば、呼出しの回数や呼出しの人数を決めて、それを超える場合には、できないという判断ができるとする制度設計はあり得ると思われる。

そして、そのほうが、国民的基盤の確立という裁判員制度の趣旨に合致した、より妥当な制度ではないかと考える。また、このような制度設計は、人口の偏りがあるわが国の現状において、その地域性をより反映する結果にもなるとと思われる。

以 上